



福岡医発第2213号(地)
平成19年 3月16日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)が定められ、平成18年10月1日から施行されております。(平成18年9月29日付け福岡医発第1280号(地)にてご連絡済み)。

また、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成18年9月29日 保医発第0929002号)において、「評価療養」及び「選定療養」に係る特別の料金は、「評価療養」に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については非課税、「選定療養」に係る費用として徴収する特別の料金については課税対象となる旨示されております。(平成18年10月5日付け福岡医発第1307号(地)にてご連絡済み)。

今般、厚生労働省保険局医療課から「評価療養」(「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)第1条各号に掲げるもの)に係る特別の料金につきましては、被保険者から徴収する特別の料金については「非課税」、被保険者以外(治験スポンサー等)から徴収する特別の料金については、従来どおり「課税」として取り扱う旨の事務連絡があった旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」の「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」及び「平成18年度診療報酬改定の情報」に掲載されます。



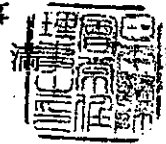
小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

事務連絡(保214)
平成19年3月6日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木



評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)が定められ、平成18年10月1日から施行されております(平成18年9月28日付け日医発第710号にてご連絡済み)。

また、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成18年9月29日 保医発第0929002号)において、「評価療養」及び「選定療養」に係る特別の料金は、「評価療養」に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については非課税、「選定療養」に係る費用として徴収する特別の料金については課税対象となる旨示されております(平成18年10月3日付け事務連絡(保124)にてご連絡済み)。

今般、厚生労働省保険局医療課から「評価療養」(「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)第1条各号に掲げるもの)に係る特別の料金につきまして、被保険者から徴収する特別の料金については「非課税」、被保険者以外(治験スポンサー等)から徴収する特別の料金については、従来どおり「課税」として取り扱う旨の事務連絡がありましたのでお知らせ申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」の「平成18年度 健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」及び「平成18年度 診療報酬改定の情報」に掲載いたします。



(添付資料)

1. 評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

(平 19. 2. 23 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

1. 評価療養と選定療養について

評価療養： 保険給付の対象とすべきものであるか否かについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うもの

選定療養： 特別の病室の提供など被保険者の選定に係るもの

2. 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

(平成18年9月12日 厚生労働省告示第495号)

第1条 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第3号及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第2項第3号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）
- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療
- 3 薬事法第2条第15項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療
- 4 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して90日以内に行われるものに限る。）
- 5 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して240日以内に行われるものに限る。）
- 6 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成18年厚生労働省告示第95号）に記載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であって、薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

事 務 連 絡
平成19年2月23日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保健主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

標記については、平成18年9月29日保医発第0929002号により、「評価療養」（「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条各号に掲げるもの）に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については「非課税」として取り扱われる旨周知しているところですが、被保険者以外から徴収する特別の料金については、従来どおり「課税」として取り扱われるものであるのご連絡します。

なお、当該取扱いについては、疑義が寄せられていることから関係者に対して速やかに周知徹底を図っていただけますようお願いします。

【参考】

薬事法第2条第15項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）であって、治験依頼者の依頼による治験に係る診療の場合

保険外併用療養費の支給に係る療養

①保険外併用療養費 …………… 非課税

〔「診療報酬の算定方法」により算定した費用の額（検査、画像診断、投薬、注射以外）－ ②〕

②被保険者負担額 …………… 非課税

〔「診療報酬の算定方法」により算定した費用の額（検査、画像診断、投薬、注射以外）× 3割〕

③治験スポンサー等被保険者以外の負担額 …………… 課 税

〔（検査、画像診断、投薬、注射）＋ 治験薬の費用〕

保険外併用療養費の支給に係る療養以外

④治験スポンサー等被保険者以外の負担額 …………… 課 税

〔治験に係るデータを管理するための費用（治験コーディネーターなどの医療機関が雇用するための人件費）など〕